

喜重苑

特定施設入居者生活介護について

ryougaiikusikai

料金改定日：2021, 04, 01～

1. 特定施設入居者生活介護とは・・・

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた養護老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを提供するものです。

(介護認定の**要支援者**、**要介護者**が該当者となります。)

2. 一般型サービス利用型と外部サービス利用型について

特定施設には、ケアプランの作成からサービス提供まで施設の職員が行う「**一般型**」と、ケアプランは施設の職員が行い、介護サービスは外部の事業者が行う「**外部サービス利用型**」があります。養護老人ホーム「喜重苑」は24時間介護体制の「**一般型特定施設**」の指定となっています。

3. 自己負担について

区分	介護費（日）		
	(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	182	364	546
要支援2	311	622	933
要介護1	538	1,076	1,614
要介護2	604	1,208	1,812
要介護3	674	1,348	2,022
要介護4	738	1,476	2,214
要介護5	807	1,614	2,421

他に加算されるもの			
加算の名称	(1割)	(2割)	(3割)
サービス提供体制加算【日】	22	44	66
医療機関連携加算【月】	80	160	240
看取り加算【日】(死亡日以前31日～45日)	72	144	216
看取り加算【日】(死亡日以前4日～30日)	144	288	432
看取り加算【日】(死亡日の前日及び前々日)	680	1,360	2,040
看取り加算【日】(死亡日)	1,280	2,560	3,840
介護職員処遇改善加算 I	利用料と該当する加算の合計の82/1000		
介護職員等特定処遇改善加算 I	利用料と該当する加算の合計の18/1000		

※ 新型コロナウイルス感染症における特例措置として、すべてのサービスについて、令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せとなります。